

廃棄物適正処理推進課

1. 一般廃棄物の適正処理の推進について

(1) 一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用の徹底

① 一般廃棄物処理計画の策定及び実施

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく基本方針（平成 28 年 1 月最終改正）や 3 つのガイドライン、「循環型社会形成推進基本計画」において環境保全を前提とした循環型社会の形成が主唱されていること等を踏まえ、環境省では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成 20 年 6 月 19 日付け環廃対発 第 080619001 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）を通知した。この通知では、市町村の統括的処理責任をはじめ一般廃棄物処理計画の策定及び適用に当たっての重要事項を改めて取りまとめている。また、「ごみ処理基本計画策定指針」については、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく基本方針（平成 28 年 1 月最終改正）や食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく基本方針（平成 27 年 7 月最終改正）を踏まえ、平成 28 年 9 月に改定・周知を行っている。都道府県におかれては、市町村の処理責任や一般廃棄物処理計画の重要性を改めて認識した上で、一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用がなされるよう貴管内市町村に対し周知徹底及び助言等をお願いしたい。なお、一般廃棄物処理計画は、市町村の策定義務であることを廃棄物処理法において明記しており、計画策定に遺漏がないよう、貴管内市町村に強く指導をお願いしたい。

また、市町村の処理責任の性格については、市町村自らが行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合や許可業者に行わせる場合であっても、引き続き市町村が有するものであり、平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決においてこの考え方が改めて示された。この判決が示されたこと、及び市町村から一般廃棄物の処理委託を受けた業者による大規模な不適正処理事案が解決しないまま長期化していることを踏まえ、環境省では、「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について」（平成 26 年 10 月 8 日付け環廃対発第 1410081 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）を通知したことから、貴管内市町村に対し、改めて廃棄物処理法の適正な運用のため周知徹底をお願いしたい。

② 事業活動に伴って生じた廃棄物の適正な処理

事業活動に伴って生じた廃棄物の取扱いについては、これまでに「廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する中間取りまとめ（平成14年3月、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会）」及び「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について（意見具申）（平成14年11月、中央環境審議会）」において整理され、「その性状、排出量、処理困難性等の問題から市町村責任の下で処理が円滑に行われているとは言い難いもの」以外のものについては、市町村の処理責任の下に整理されている。

このことから、事業者から排出される廃棄物のうち、市町村による処理が可能なものは事業系一般廃棄物として、市町村による統括的処理責任の下、一般廃棄物処理計画に基づき処理がなされてきているところであり、一方で排出事業者の処理責任の下、マニフェストの交付等厳格な対応が求められる産業廃棄物と併せて、全体として適正な処理が確保されることが重要である。なお、事業活動に伴って生じた廃棄物をその性状等に鑑みて一般廃棄物又は産業廃棄物のどちらとして処理するかについては、その区分の趣旨に照らして適切に判断されるべきものであり、一般廃棄物について統括的処理責任を有する市町村と産業廃棄物の処理について指導監督権限を有する都道府県等との間においてその扱いを十分に調整する必要がある。以上の点を踏まえ、事業活動に伴って生じた廃棄物の適正な処理が確保されるよう、貴管内市町村との十分な連携を図られたい。

平成28年1月、ある事業者の子会社等が、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていないにもかかわらず、当該事業者から一般廃棄物の収集運搬を受託し、市町村の一般廃棄物処理施設まで運搬した事実が判明したことを受け、環境省では、「許可なく一般廃棄物が収集運搬された事案について」（平成28年1月20日付け環廃対発第16012003号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）を通知した。

本事案では、事業者が市町村から再三是正するよう指導されていたにもかかわらず、指導に従わず、無許可の事業者に一般廃棄物の収集運搬の委託を継続して行っていたものであり、一般廃棄物の適正な処理への信頼を損ないかねない事態である。

については、都道府県におかれては、廃棄物処理法及び関係法令の遵守に関する一般廃棄物排出事業者への周知の徹底及び適切な指導、類似の事案を把握した場合の厳正な対処について、貴管内市町村に対する周知徹底をお願いしたい。

また、市町村の規制権限の及ばない第三者が、一般廃棄物の排出事業者と処理業者との間の契約に介在して、あっせん、仲介、代理等の行為を行うことについては、市町村の処理責任の原則の下での適正な処理の確保に支障を生じさせるおそれがある旨、平成11年に通知「一般廃棄物の適正な処理の

確保について」(平成11年8月30日付け衛環第72号、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)を発出しており、一般廃棄物の適正処理の確保のため、貴管内市町村に対し、改めて周知徹底をお願いする。

排出事業者責任については、これまで、委託基準・再委託基準の順次強化等により強化されてきたところであるが、不適正処理事案は後を絶たず、特に平成28年1月に、食品製造業者及び食品販売事業者から処分委託された食品廃棄物が、産業廃棄物処理業者により不正転売され、複数の事業者を介し、食品として流通するという事案が判明したところである。

このため、中央環境審議会においては、平成28年9月に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定について(答申)」が取りまとめられ、食品関連事業者(食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者及び外食事業者)による不適正な転売防止の取組の具体的方向性に関連して、排出事業者責任の重要性が指摘されるとともに、平成29年2月には「廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)」の中で「排出事業者責任の徹底について改めて周知を図るべき」とされた。これを受けて、環境省では、「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について」(平成29年3月21日付け環廃対発第1703212号・環廃産発第1703211号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知)を通知した。

この通知では、

- ・ 排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではなく、廃棄物処理法における排出事業者責任の各規定の遵守について改めて認識する必要があること。
- ・ 規制権限の及ばない第三者について、排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定し、処理委託内容の根幹的内容を排出事業者と処理業者の間で決定するものであり、これらの内容の決定を第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になり、不適正処理につながるおそれがあること。

など、排出事業者の責任は極めて重いものであり、排出事業者においては、これらの点を十分認識した上で、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが強く求められることを通知している。さらに、今般、環境省のウェブサイト上にも、排出事業者責任の徹底を図る特設サイトを開設したところ、引き続き、管内の排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び適切な指導を行うとともに、都道府県におかれては、貴管内市町村に対し、当該市町村管内の排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び適切な指導を行うようお願いしたい。

なお、法令や条例といった、事業者の行為や事務取扱いの標準となるもの

(規則)が廃棄物処理法の規定に相反する内容を定めている場合であっても、当該規則が廃棄物処理法に優先する法的関係にない限りは、廃棄物処理法の規定が適用されることとなるので御留意いただきたい。

<参考>

排出事業者責任の徹底について

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/haisyutsu.html>

③ 合理化事業計画

下水道の整備等により影響を受けるし尿処理業者等については、その業務の安定を図ることを通じ、適正処理体制を確保する必要があることから、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」(昭和50年法律第31号)第3条第1項に基づく合理化事業計画の策定等により、適切な対策が講じられるよう貴管内市町村に対し助言されたい。

④ 一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可に係る手続について

「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会決定)において、行政手続の簡素化等の重要性が指摘されたことも踏まえつつ、都道府県におかれては、一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可に係る手続について、必要に応じて行政内部の事務の効率化を検討し、標準処理期間の短縮に努めるよう貴管内市町村に周知されたい。また、添付書類についても見直しを行い、その必要性を再度確認することで事業者に対しても申請等に必要な情報が十分共有されるよう努めるよう貴管内市町村に周知されたい。

<参考資料>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について

http://www.env.go.jp/recycle/waste/gl_dwdbp/index.html

一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について

http://www.env.go.jp/recycle/waste/gl_dwdbp/index.html

平成26年1月28日最高裁判例(裁判所HP)

<http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?hanreiid=83888&hanreiKbn=0>

2

一般廃棄物の適正な処理の確保について

<http://www.env.go.jp/hourei/11/000021.html>

廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について

http://www.env.go.jp/recycle/waste/gl_dwdbp/no160915.pdf

「行政手続コスト」削減のための基本計画（一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可）

<http://www.env.go.jp/other/costsakugen/pdf/mat3-2-1.pdf>

（２）市町村の一般廃棄物処理システムの改革

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく基本方針（平成28年1月改正）においては、市町村の役割として、①一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び情報提供を行い、分析の結果を様々な角度から検討するほか、必要に応じてPFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業をいう。）の活用を行うことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努めること、②経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進をすること、③分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性和環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めること等を挙げている。

このような取組を支援するため、環境省では、平成19年6月に①一般廃棄物処理事業に係るコスト分析の標準的手法を示す「一般廃棄物会計基準」、②有料化の進め方を示す「一般廃棄物処理有料化の手引き」、③一般廃棄物の標準的な分別収集区分やリサイクル、エネルギー回収、最終処分等の処理の考え方を示す「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（以下「一般廃棄物処理システムの指針」という。）」を公表し、これまでに、市町村等の担当者を対象とした説明会の開催やガイドラインの見直し、支援ツールの改定等を行ってきた。

都道府県におかれては、引き続き貴管内市町村に対してこれらガイドラインの周知を図るとともに、市町村の一般廃棄物処理システムの3R改革の取組への支援をお願いします。

① 一般廃棄物会計基準

「一般廃棄物会計基準」は、市町村が一般廃棄物会計の導入を進めていくために、費用分析の対象となる費目の定義や共通経費等の配賦方法、資産の減価償却方法等について標準的な分析手法を定めるものであり、

市町村や一部事務組合が行う一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計について客観的に把握することが可能となることを目指している。これにより市町村において、自らの事業の部門ごとの必要経費、事業用資産の価値や事業収入の状況等を把握し、原価やコスト、資産等について標準的な手法による算定及び透明性が確保され、納税者である住民に対する説明責任を果たすことができるようになる。

一般廃棄物会計基準の説明や財務書類の作成支援ツール、FAQ（よくある質問と回答）等の関係資料については環境省のホームページに掲載しているので財務書類作成の際の参考とされたい。

② 一般廃棄物処理有料化の手引き

一般廃棄物処理の有料化は、市町村が一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるために実施するものである。

「一般廃棄物処理有料化の手引き」は、制度設計の考え方、導入に伴う課題等について参考となる情報を示すことにより、市町村による一般廃棄物処理の有料化に向けた取組を支援するものである。なお、生活系ごみについて有料化を導入している市町村の割合は年々上昇傾向にあり、平成 19 年度に、生活系ごみについては約 59%、事業系ごみについては約 84%であったのに対して、平成 28 年度にはそれぞれ約 64%、約 86%となっている（下表参照）。一般廃棄物の 3R の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、引き続き有料化の推進を図られたい。

ごみの収集手数料導入市町村の割合

年度	H21 年 度	H22 年 度	H23 年 度	H24 年 度	H25 年 度	H26 年 度	H27 年 度	H28 年 度
生活系 ごみ	61.3%	61.9%	62.1%	62.2%	63.1%	63.4%	64.3%	64.3%
事業系 ごみ	84.5%	84.2%	82.8%	84.7%	85.0%	84.6%	85.4%	85.7%

（※ただし、粗大ごみを除く。）

（「一般廃棄物処理事業実態調査（平成 28 年度）」より）

③ 一般廃棄物処理システムの指針

市町村が分別収集区分や処理方法等の一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性和環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明することが求められる。

このようなことから、「一般廃棄物処理システムの指針」では、(1) 標準的な分別収集区分、(2) 適正な循環的利用及び適正処分の考え方、(3) 一般廃棄物の処理に関する事業の効果を評価するための指標（資源回収、エネルギー回収、最終処分量の減量、温室効果ガス削減、住民サービス水準の向上、地域経済への貢献等）とその評価方法について提示している。

環境省では、市町村が「一般廃棄物処理システムの指針」に基づき、他の市町村、一部事務組合との比較評価を行うための評価支援ツールを作成し、環境省のホームページに掲載している。

<参考資料>

一般廃棄物会計基準、一般廃棄物処理有料化の手引き、一般廃棄物処理システムの指針について

http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/index.html

(3) 使用済物品の適正な処理の確保について

近年、一般家庭等から排出される家電製品等の使用済物品を収集、運搬等する者が増加しており、その営業行為に対する苦情や問い合わせ等が都道府県や市町村に寄せられる事例がみられるが、それらの中には、適正なリユース・リサイクル業者ではなく、市町村の許可又は委託がないにも関わらず排出者に処理費用の負担を求めるなどして、廃棄物処理法に基づいた適切な廃棄物の収集運搬等を行っていない者など、廃棄物処理法等に抵触する疑いのある場合も散見される。

また、このような廃棄物処理法等に抵触する違法な廃棄物回収業者により収集された使用済家電製品等は、不法投棄や海外における不適正処理等につながっている可能性が高く、生活環境保全上の支障や、家電リサイクル制度に基づく適正なリサイクルの阻害につながるおそれがあると考えられる。

そこで、これらの違法な廃棄物回収業者を取り締まる上で、疑義が生じやすい廃棄物該当性判断について、「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」（平成24年3月19日付け環廃企・環廃対・環廃産発第120319001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長・廃

棄物対策課長・産業廃棄物課長通知)において考え方を示し、地方自治体における積極的な対応を促進するべく周知したところである。本通知に照らし、岐阜県岐阜市においては空き地形の廃家電無料回収を行う業者について、回収された廃家電は排出者からの収集時点から廃棄物に該当するものと判断し、取締りを行った。その結果、一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の無許可営業に該当するとして、平成25年4月に廃棄物処理法第7条違反として逮捕、略式起訴され、刑が確定した。

都道府県におかれては、引き続き、貴管内市町村等と連携し、一般廃棄物の無許可収集運搬対策を実施していただくよう、御協力をお願いしたい。

さらに、住民が廃棄物の排出に当たって問題のある業者を利用しないよう、住民への適切な情報提供をお願いしたい。

<参考資料>

使用済物品の適正な処理の確保について

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k018.pdf>

使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=19506&hou_id=14992

(4) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理法では、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施に資するため、5年ごとに廃棄物処理施設整備計画を定めることとなっており、本年6月19日に平成34年度までを計画期間とした廃棄物処理施設整備計画を閣議決定した。

今回策定された施設整備計画は、従来から取り組んできた3R・適正処理の推進、気候変動対策や災害対策の強化に加え、同時期に策定された第五次環境基本計画、第四次循環型社会形成推進基本計画とも連動し、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備の観点を記載している点が特徴である。また、人口減少等、廃棄物処理をとりまく社会構造の変化に鑑み、廃棄物処理施設の適切な運営に必要なソフト面の施策についても充実させている。

施設整備計画における主な目標値は下記のとおり。

	H34 目標	H29 見込み
ごみリサイクル率(%)	27	21
一般廃棄物最終処分場残余年数(年)	20	20
期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値(%)	21	19

廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合 (%)	46	40
浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率 (%)	70	53
合併処理浄化槽の基数割合 (%)	76	62
省エネ浄化槽の導入による温室効果ガス削減量 (万 t-CO2)	12	5

環境省では、本計画の趣旨を踏まえ、循環型社会形成推進交付金制度の充実等の取組により、一般廃棄物処理施設の整備等を推進しているところである。

については、本計画の趣旨を踏まえた市町村による一般廃棄物処理施設の整備等への支援をお願いします。

(5) 一般廃棄物処理実態調査の結果等

平成 28 年度における全国の一般廃棄物のごみ総排出量は 4,317 万トンで前年度 4,398 万トンと比べ 1.8%減少している。また、平成 28 年度におけるリサイクル率は 20.3%で、近年その伸び率が鈍化し横ばいとなっている。

都道府県等におかれては廃棄物の減量化の取組みと共に、分別収集や再生利用による循環的利用を推進し、リサイクル率のより一層の向上を図るため、引き続き、貴管内市町村に対し支援をお願いします。

<参考資料>

平成 28 年度一般廃棄物処理実態調査結果

http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/h28/index.html

(6) 廃棄物系バイオマスの利活用

① 廃棄物系バイオマスの利活用の推進

バイオマス活用推進基本法（平成 21 年法律第 52 号）では、バイオマス活用の基本理念が定められるとともに、同法に基づく「バイオマス活用推進基本計画」（平成 22 年 12 月閣議決定）では、バイオマスの種類毎の利用率目標を含む 2020 年度における数値目標等が定められたところであるが、策定後 5 年経過したことを踏まえ内容を見直し、新たな「バイオマス活用推進基本計画」が平成 28 年 9 月 16 日に閣議決定された。（例えば、2025

年度における紙の利用率：85%、食品廃棄物の利用率：40%等)。

バイオマス活用推進基本計画に定められた利用率の目標達成のため、環境省では、地域特性に応じた合理的かつ実現可能な廃棄物系バイオマスの利活用パターン等を「廃棄物系バイオマス活用ロードマップ」として、平成25年6月に取りまとめた。また、廃棄物系バイオマス利活用の促進のためのWebコンテンツを整備するとともに、平成29年3月に廃棄物系バイオマスの利活用方針や施設整備に向けた基本構想の検討方法をまとめた「廃棄物系バイオマス利活用導入マニュアル」及び地域特性を活かしてメタンガス化を行う際にメタンガス化施設の整備に向けた施設規模や維持管理方法等の具体的事項をまとめた「メタンガス化施設整備マニュアル(改訂版)」を取りまとめている。今年度も、マニュアルの周知や先進事例の紹介等に係る説明会を実施予定である。

自治体におかれては、マニュアル等を活用いただき、廃棄物系バイオマスの利活用の取組みについて、一層の推進・協力をお願いする。

なお、バイオマス利活用に当たり、必要な許可等を取得した上で、同一施設において一般廃棄物及び産業廃棄物を処理するケースがあるが、一般廃棄物及び産業廃棄物の管理計画を策定の上で適切に運用されている事例もあるので、必要に応じて環境省にお問い合わせされたい。

<参考資料>

廃棄物系バイオマス活用ロードマップ

http://www.env.go.jp/recycle/waste/biomass_roadmap/index.html

廃棄物系バイオマス利活用の促進のためのWebコンテンツ

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/biomass/index.html>

廃棄物系バイオマス利活用導入マニュアル

メタンガス化施設整備マニュアル(改訂版)

http://www.env.go.jp/recycle/waste/lc_manual/index.html

② 循環型社会形成推進交付金による廃棄物系バイオマス利活用の支援

循環型社会形成推進交付金においては、平成26年度から、災害廃棄物処理体制の強化に資するエネルギー効率の高い施設について、交付率を1/2とする新たなメニューを創設し、メタンガス化施設もその対象としたところである。

各市町村におかれては、①の成果等も踏まえ、メタンガス化施設の導入等による廃棄物系バイオマスの利活用の取組について、積極的にご検討いただきたい。

(7) 水銀含有廃棄物の適正な処理

平成 25 年 10 月に「水銀に関する水俣条約」が採択され、本条約の国内担保法として「水銀による環境の汚染防止に関する法律及び大気汚染防止法の一部を改正する法律」（以下、「水銀による環境の汚染防止法」という）が平成 27 年 6 月 19 日に公布され、平成 28 年 8 月 16 日に施行された。水銀による環境の汚染防止法に基づき、今後、水銀の使用用途が制限されることから、余剰となった金属水銀及び水銀含有物が廃棄物として処分される事態が想定される。市町村等により分別回収された水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀については、特別管理一般廃棄物へ指定されているところ、廃水銀等の処分基準等を定める廃棄物処理法施行規則が改正され、平成 29 年 10 月 1 日に施行された。また、改正大気汚染防止法に基づき、廃棄物処理施設からの排ガス中の水銀について排出基準が定められ、平成 30 年 4 月に施行された。

環境省としては、家庭から排出される水銀添加廃製品の分別回収について、その徹底・拡大を図るため、平成 27 年 12 月に、「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」及び「市町村等における水銀使用廃製品の回収事例集」（以下、「事例集」という）を策定し、公表している。さらに、家庭に退蔵されている水銀体温計等について、薬局や市役所等で集中的に分別回収を促進する事業を平成 26 年度から開始しており、平成 29 年度までの 4 カ年で、のべ全国 80 市町村・地域において同事業を実施したところである。また、同事業の成果も受け、内容を更新した事例集（第 2 版）を策定し、市民向けポスター及び回収ボックスのひな型と併せて平成 30 年 6 月にホームページにて公表をした。

各市町村におかれては、水銀廃棄物の更なる適正処理の推進に向けて御協力をお願いしたい。

<参考資料>

市町村等における水銀使用廃製品の回収事例集 第 2 版

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>

(8) 資源物の持ち去り対策について

資源物の持ち去りは、行政、住民及び指定収集業者による円滑なりサイクルの推進を阻害するものであることから、資源物の持ち去り対策を行うことが、円滑なりサイクルを推進するために必要である。

資源物の持ち去り対策として、資源物の持ち去りに対して罰金等を科している条例を制定したり、パトロールを実施したりするなど、それぞれの自治体の事情に応じて対策が講じられているところである。なお、資源物の持ち

去りに対して罰金等を科している条例については、最高裁判所においても適法とされているところである。

今後とも、各自治体の実情等に応じて、条例の制定等も含め、引き続き適切な資源物の持ち去り対策を行っていただきたい。

（ 9 ） 建築物の解体時の残置物の取扱いについて

建物の解体を行う際には、解体工事の開始までに、建物内の廃棄物を適正に処理することが基本である。そのため、解体予定建物中に残置された廃棄物（以下「残置物」という。）がある場合には、残置物の排出者である元々の占有者が、解体工事の施工に先立って、その責任において処理をすることが原則である。なお、一般家庭が排出する場合は一般廃棄物となり、事業活動を行う者が排出する場合は、当該廃棄物の種類・性状により産業廃棄物又は事業系一般廃棄物となる。

都道府県及び市町村においては、解体工事の施工に先立って残置物が発生しないように、残置物の排出者である元々の占有者が適切に処理をするよう周知・徹底に努めていただきたい。

なお、一般廃棄物については、その処理について市町村が統括的処理責任を有するところ、残置物の排出者である元々の占有者が、倒産、夜逃げ等において所在が不明である場合等、元々の占有者による適切な処理が行われない場合等において、解体工事から排出される廃棄物の処理業者等から、残置物の処理等についての問い合わせ・相談などがあつた際には、当該市町村における処理方法（排出方法、市町村が自ら処理しない物については連絡すべき処理業者等）を示す、又は適正な処理業者に対して市町村が処理を委託するなど、廃棄物処理法に従った適正な処理を行っていただきたい。この問題については、平成 29 年 2 月の中央環境審議会の「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」においても、「残置物の取扱いについて、地方自治体、処理業者、排出事業者等に周知していくべきである。」とされており、これを受け 環境省では、今後、残置物の取扱いに係る周知を予定している。

（ 1 0 ） 廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針等

環境省では廃棄物処理施設設置者や管理者等によるこれら取組みを促進するため、平成 18 年 12 月に「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針」を策定している。

都道府県におかれては、貴管内市町村及び廃棄物処理施設を設置し、又は管理する事業者に対し、引き続き本指針の周知を図り、廃棄物処理施設における事故対応マニュアル作成の推進に努めるとともに、廃棄物処理施設にお

いて発生した事故の情報を共有し、事故防止及び事故発生時の対応に役立てるため、他の地方自治体等へ周知を図るべきと考えられる事故発生事例があった場合には、区域を管轄する地方環境事務所あて、情報提供をお願いする。

<参考資料>

廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/8952.pdf>

一般廃棄物処理施設に係る典型的な事故の概要及び原因、並びにその対策などについて

<http://www.env.go.jp/recycle/report/h22-01/index.html>

(11) 適正処理困難な廃棄物の処理体制の整備

適正な処理が困難な廃棄物については、それぞれの廃棄物によって収集運搬時や処分時に留意すべき特性が異なることから、個別品目ごとに順次、市町村、関係業界及び関係省庁とともに検討を行い、処理体制の構築を図っている。

エアゾール製品については、エアゾール製品等業界によるガス抜きキャップ（中身排出機構、残ガス排出機構、ガス抜きボタン等）が装着された製品に転換（平成24年度実績でガス抜きキャップを装着したエアゾール製品は約99%、カセットコンロのヒートパネル化は100%）を進める一方、市町村とエアゾール製品等業界が協力して、消費者に対し、エアゾール製品をごみとして排出する際は、ガス抜きキャップを利用して充填物を出し切るよう周知活動等を推進してきた。都道府県においてはガス抜きキャップの利用による充填物の排出に関する市民への周知について、貴管内市町村への周知徹底をお願いしたい。

また、ごみ収集車両や破砕施設での事故防止の観点から、住民にエアゾール缶やカセットボンベの穴開けを指導している自治体もあるが、平成27年5月10日にはエアゾール缶への穴開けが原因とみられる住宅火災・死亡事故が発生するなど、充填物の残ったエアゾール缶やカセットボンベに、不適切な方法で穴を開けると火災が発生するおそれがある。

このため、環境省では、「適正処理困難な廃棄物の処理体制の整備について」（平成27年6月25日付け事務連絡、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）を通知した。この通知では、エアゾール缶やカセットボンベを廃棄する際、穴開けをしない方向が望ましいと考えている旨について改めて周知している。都道府県の協力を得て全国の市町村に対し実

態調査を行った結果によれば、穴開けしないで回収する自治体の割合は、人口 50 万人以上の都市においては 71%と対応されつつあるものの、市町村全体では 27%にとどまっている。都道府県においては、改めて貴管内市町村に対し、地域の実情を踏まえつつ、積極的な対応をとるよう、周知・助言をお願いする。

また、エアゾール缶、カセットボンベ等の適正処理困難な廃棄物について、都道府県の協力を得て全国の市町村に対し実態調査を行った。現在、調査結果のとりまとめ中であり、結果がまとまり次第お知らせする予定である。

<参考資料>

正しいごみへの出し方（一般社団法人日本エアゾール協会）

<http://www.aiaj.or.jp/exhaust.html>

（１２） 不要ライターの収集・処理について

ライターを使用した子供の火遊びが原因と疑われる火災等が発生していることから、経済産業省において、消費生活用製品安全法施行令を改正（平成 22 年 12 月 27 日施行）し、平成 23 年 9 月 27 日以降、子供が簡単に使用できない「幼児対策（チャイルドレジスタンス）機能」等の安全基準を満たしたことを示す PSC マークを表示したライター以外は、販売できなくなっている。

このような一連の背景を受け、環境省、消費者庁、経済産業省等関係省庁では、ライターの適切な廃棄方法に係るリーフレットを作成・配布する等の取組を行っているところであり、都道府県におかれては、引き続き貴管内市町村等に対する支援等御協力をお願いしたい。

また、一般廃棄物の処理のために市町村が行う施設整備に対しては、循環型社会形成推進交付金により支援を行っており、エアゾール缶やライター等を処理する設備についても、交付要件を満たす場合には、同交付金の対象となるので、その旨市町村に対して周知をお願いしたい。

<参考資料>

使い捨てライターの処理等に関する調査結果について

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12846>

ライターの適切な廃棄方法の周知について

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13110>

(13) 一般廃棄物由来の固形燃料（RDF）の廃棄物該当性について

産業廃棄物の占有者（排出事業者等）がその産業廃棄物を、再生利用又は電気、熱若しくはガスのエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者へ引き渡す場合において、少なくとも、有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないと判断しても差し支えないとされている（「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成24年4月3日閣議決定）において平成24年度に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について」（平成25年3月29日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）の2）。

同通知については、各市町村がこの趣旨を踏まえて、一般廃棄物由来の固形燃料（RDF）を、再生利用又は電気、熱若しくはガスのエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者へ引き渡す場合において準用することをもとより妨げるものではない。他方、廃棄物に該当しないと判断するに当たっては、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等の各種判断要素を総合的に勘案する必要があるが、この際には同通知の2の第四の2（1）から（3）までの事項にも留意し、有償譲渡を偽装した脱法的な行為を防止する必要があるので注意願いたい。

<参考資料>

「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成24年4月3日閣議決定）において平成24年度に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について

https://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_13032911.pdf

(14) 大規模イベント等におけるごみ分別ラベル作成ガイド ス

環境省では、オリンピック・パラリンピック等大規模イベント会場等において、ごみ分別が徹底されるよう、地方公共団体や民間事業者等のイベント等開催者を対象とし、「大規模イベントにおけるごみ分別ラベル作成ガイド」を策定し、平成29年10月に公表した。

このガイドは、既存のイベント会場や空港等における分別区分の現状や過去に開催されたオリンピック・パラリンピック競技大会での事例をもとに、イベント会場等におけるごみ分別区分の設定の考え方、分かりやすいごみ分別ラベルを作成する際の留意事項等を取りまとめたものである。各種イベント等を開催する際に活用されたい

<参考資料>

大規模イベントにおけるごみ分別ラベル作成ガイダンス

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/event/guidance.html>

(15) 広域認定制度申請の手引きの改定について

環境省では、「広域認定制度申請の手引き」について平成30年3月末に改定を行った。主な変更点は、廃棄物処理法施行規則改正により、変更届出（変更後10日以内に提出）について、法人で登記事項証明書を添付すべき場合は30日以内と改正されたことについての反映、OEMにより製造された製品について広域認定の取得を申請する事例が増えていることから、その申請の取扱いについての整理、過去の立入検査等において指導した事例を踏まえた追記を行ったところである。広域認定制度の利用を希望する事業者に必要な情報提供をお願いしたい。

<参考資料>

広域認定制度関連（環境省WEBサイト）

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki/index.html>

(16) 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の策定・活用について

中小企業等経営強化法に基づき、中小企業等は、経営力向上のための人材育成、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を事業所管大臣（廃棄物処理業については環境大臣。平成30年7月から申請先を地方環境事務所長に変更する予定）に申請し、認定を受けることにより、固定資産税の軽減措置や各種金融措置の対象となるため、当該制度が活用されるよう、必要に応じて貴管内市町村及び廃棄物処理業者への周知をお願いしたい。

<参考資料>

経営サポート「経営強化法による支援」（中小企業庁）

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

2. 循環型社会形成推進交付金制度等

環境省では、平成 17 年度に「循環型社会形成推進交付金」を創設し、廃棄物の 3 R を総合的に推進することが重要であるとの認識に立ち、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進しているところである。

(1) 交付金予算の状況

平成 27 年度より、これまでの循環型社会形成の推進という観点から循環型社会形成推進交付金により行ってきた一般廃棄物処理施設への支援に加えて、災害時の廃棄物処理システムの強靱化及び地球温暖化対策の強化という 2 つの柱を前面に打ち出して支援を充実した。

一方、現状では、多くの一般廃棄物処理施設が更新時期を迎えていることもあり、市町村等からの支援要望額が急激に増加している。このような現状を鑑みると、基幹的設備改良事業による施設の長寿命化や広域化等による施設の集約化等によって、廃棄物処理システムのトータルコストの平準化や縮減を図ることの必要性が、今後より一層高まると考えられる。

環境省では、循環型社会形成推進交付金等について、平成 29 年度補正予算（約 453 億円）を確保すると共に、平成 30 年度当初予算（約 553 億円）と併せて、合計 1,005 億円を計上しているところである。

各自治体におかれては、基幹的設備改良事業による施設の長寿命化や広域化等による施設の集約化等により、できるだけ事業費の平準化やコスト縮減が図られるよう御協力を願いたい。

また、一般廃棄物処理施設における予備機の設置については、予備クレーンなどの必要最小限度とされたい。

<参考資料>

ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版（公益社団法人 全国都市清掃会議）

(2) 循環型社会形成推進交付金制度の見直し

平成 30 年 3 月に、廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアルをはじめとする施設整備に関する各種マニュアルについて改訂を実施し、また、疑義・回答をまとめた Q & A 集についても改訂を実施した。各自治体におかれては、これらを参照の上、適切に事務を実施されたい。

① エネルギー回収型廃棄物処理施設

平成 26 年度より、高効率エネルギー回収及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する包括的な取組を行う施設に対する交付率を 1/2 に嵩上げするメニュー「エネルギー回収型廃棄物処理施設」を創設した。

また平成 30 年度から、エネルギー回収型廃棄物処理施設及び高効率ごみ発電施設の 1/2 要件に二酸化炭素排出量を追加した。これは、より二酸化炭素排出量の少ないものへ誘導し、先進的施設における一層の低炭素化を図るためのものである。

② 基幹的設備改良事業

平成 30 年度より、マテリアルリサイクル推進施設について、基幹的設備改良事業の対象に追加した。これは、施設性能を維持しつつ延命化することによって既存施設の有効利用を図り、同時に、最新型設備による省エネルギー対策等により、一層の地球温暖化対策の推進を図るため、交付対象を拡充したものである。

③ 施設整備に関する計画支援事業

平成 30 年度より、廃棄物処理施設の集約化を更に促すため、廃棄物処理施設の集約化に係る調査について計画支援事業の対象に追加した。

(3) インフラ長寿命化計画の策定について

平成 25 年 11 月 29 日に開催された「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月）が決定され、本基本計画に基づき、各インフラを管理・所管する者は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を平成 28 年度までに策定することとされている。また、各インフラの管理者は、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」を平成 32 年度までに策定することとされている。

本基本計画を踏まえ、環境省では、平成 28 年 3 月に廃棄物処理施設等に係る「環境省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定した。環境省では、本計画を踏まえつつ、循環型社会形成推進交付金や「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編、し尿処理施設・汚泥再生処理センター編）」（平成 27 年 3 月改訂）の整備等により、市町村等による長寿命化計画（個別施設計画）策定に対する財政的・技術的支援を実施することとしている。

環境省が平成 28 年度に実施した一般廃棄物処理事業実態調査によると、平成 28 年 9 月末時点におけるインフラ長寿命化計画（行動計画）の策定状況は都道府県で 48.9%（47 自治体のうち 23 自治体が策定済み）、市区町村で 11.3%（1,741 自治体のうち 196 自治体が策定済み）、一部事務組合・広域連合で 4.8%（564 自治体のうち 27 自治体が策定済み）となっている。インフラ長寿命化計画（行動計画）を未策定の各自治体におかれては、上記の調査結果も踏まえ、インフラ長寿命化計画の趣旨を十分御理解いただき、早急にこれを策定いただきたい。また、個別施設計画については、廃棄物処理施設を管理する各自治体において、平成 32 年度までのできるだけ早期に策定されたい。これらの計画に基づき、廃棄物処理施設の長寿命化を図るとともに、施設の更新と改修を組み合わせ、廃棄物処理施設の計画的な整備を図られたい。

その際、廃棄物処理施設の長寿命化を図り、そのライフサイクルコスト（LCC）を低減することを通じ、効率的な更新整備や保全管理を充実する「ストックマネジメント」の導入の推進に向けて、「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き（ごみ焼却施設編、し尿処理施設・汚泥再生処理センター編）」（以下、「長寿命化手引き」と言う。）のほか、平成 23 年 3 月に「一般廃棄物処理施設機器別管理基準等」を取りまとめているので、廃棄物処理施設の長寿命化に当たっての参考にされたい。

<参考資料>

廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き

http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc.html

（４） 廃棄物処理施設における P F I 事業の推進

一般廃棄物処理施設の整備については、基本方針や廃棄物処理施設整備計画において、P F I の活用を行うことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるものとされており、循環型社会形成推進交付金制度においても、P F I 法に基づく P F I 事業を実施する市町村を交付対象としている。都道府県におかれては、貴管内市町村に対し、本交付金制度を活用した廃棄物処理施設における P F I 事業の推進のための積極的な周知及び助言をお願いする。

（５） 廃焼却炉の円滑な解体の促進

廃止されたごみ焼却施設の解体・撤去については、解体事業のみを行う場合には、後世に資産を残すという公共事業の性格に馴染まないことから交付金の対象とすることはできないが、解体跡地の全部又は一部を活用し、

新たな廃棄物処理施設（ストックヤード等を含む）を整備する場合には、廃焼却炉の解体に要する費用（廃棄物運搬・処分費を含む）についても交付対象としている。

また、地方財政法の改正により、平成26年度より、公共施設の解体撤去を含めた老朽化対策を総合的かつ計画的に行うために地方公共団体が策定する「公共施設等総合管理計画」に基づいて行われる解体撤去について、その費用を地方債の対象とする特例措置が創設されたところ。廃焼却炉についても、この制度を活用し円滑な解体が促進されるよう周知及び指導願いたい。

（６） 施設整備に係る契約業務等の適正執行

廃棄物処理施設の整備に当たっての工事完了を確認するための検査事務などは、地方自治法、地方公共団体の規則等により行われているものであるが、過去の会計実地検査において、性能発注方式による施設整備を行った場合は、引渡性能試験を確実に実施して要求性能に適合していることを確認すること、さらに、引渡性能試験を含めた竣工検査が完了していないことにより年度内の事業完了が見込めない場合については、必要な手続きを取ることに指摘を受けている。工事完了を確認するための検査事務などについては、適正な手続きが行われるよう十分に注意願いたい。

また、都道府県が行う交付金・補助金の支出事務について、法令で定める支出期限（毎会計年度の翌年度4月末日）までに支出を完結することが必要であるので、くれぐれも遺漏の無いよう注意願いたい。

循環型社会形成推進交付金等については、①年度間調整が活用できないにもかかわらず、錯誤により交付金を受入れ、結果として不用となったケース、②交付対象外の経費を交付対象としていた等で、会計検査院の指摘により返還が発生したケースが見受けられることから、今一度制度を十分に確認願いたい。

（７） 施設の適正な維持管理等

国庫補助金・交付金を受けて整備された一般廃棄物処理施設については、過去の会計実地検査において、適正な維持管理等が行われていないために起きた設備の故障などを、財産処分の処分制限期間を経過していないままに放置する等の不適切な事態があるとの指摘を受けた。各事業主体においては、設備を常時使用するとともに、施設を適正に維持管理し、処分制限期間内の設備について修理不能等により使用不可になった場合は、財産処分の手続きを行うよう御指導願いたい。

なお、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準につい

て」(平成20年5月15日付け環企発第08515006号、廃棄物・リサイクル対策部長通知)により、補助対象財産の処分が行われる地域において、同種の社会資源が充足している場合に、経過年数(補助目的のために事業を実施した年数)が10年以上の施設については有償譲渡・有償貸付以外の財産処分を包括承認とするなど、財産処分承認手続等の弾力化を図っている。

また、平成26年9月の会計検査報告において、環境省の補助金等で整備された溶融固化施設のうち、適正な運営及び維持管理を行っておらず、長期にわたって使用していないものがあることから、今後の取扱方針を事業主体に対して示すことなど是正改善の処置を求められたことを踏まえ、「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準の運用(焼却施設に附帯されている灰溶融固化設備の財産処分)について」(平成22年3月19日付け環廃対発第100319001号、廃棄物・リサイクル対策部長通知)を見直し、今後の継続的な使用の再開が見込まれるものを除いて適切に財産処分等の手続を進めるべく、平成27年4月28日付けで「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準の運用(溶融固化施設の財産処分)及び休止報告」(環廃対発第1504281号、廃棄物・リサイクル対策部長通知)を発出したところである。本通知に基づき、適切に財産処分等の手続を進めるよう、周知及び御指導願いたい。

(8) 総務省勧告を踏まえた廃棄物処理施設の整備・維持管理等

総務省による平成28年3月の「一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」において、①ごみ焼却施設の長寿命化、②ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化、③交付金制度における地域計画の作成及び事後評価の実施についての調査結果及び勧告がなされた。本勧告を受けて、環境省が対応すべき事項及び地方公共団体が留意すべき事項を整理した「一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告を踏まえた対応について」(平成28年9月28日付け環廃対発第1609283号、廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知)を発出した。

また、本年5月30日には、本勧告のフォローアップとして、勧告に対する改善措置状況が総務省より公表されている。

- ① 環境省は長寿命化計画策定の趣旨について改めて市町村等に周知するとともに同計画の策定を促すこと、同計画に沿った施設の維持管理を行うよう指導すること等の勧告がなされた。

平成29年度に環境省が実施した一般廃棄物処理事業実態調査結果によると、調査時点における市町村等における長寿命化計画の策定状況(施設保全計画または延命化計画のいずれか一方を策定している自治体の割

合)は18.1%(2,065施設のうち373施設が策定済み)となっている。また、長寿命化計画を策定している施設について、同計画に沿った施設の維持管理を実施している自治体は87.4%(373施設のうち326施設が計画に沿った維持管理を実施)となっている。各自治体におかれては、改めて長寿命化計画策定の趣旨を御理解いただくとともに、上記の調査結果も踏まえ、長寿命化計画の策定及び同計画に沿った適切な施設の維持管理に努められたい。

また、環境省は、ごみ焼却施設の長寿命化に資する適切な維持管理を推進する観点から、都道府県等による処理施設に対する立入検査の実態を把握の上、都道府県等に対し、立入検査の必要性について周知すること等の勧告がなされた。

平成28年度に環境省が実施した一般廃棄物処理事業実態調査によると、平成25年度から平成27年度において、市町村等の管理する一般廃棄物処理施設に対する立入検査を実施しているのは85.1%(47自治体のうち40自治体を実施)となっている。各都道府県等におかれては、上記の調査結果も踏まえ、廃棄物処理法の施行に必要な限度において、処理施設の長寿命化に資する適切な維持管理の推進の観点も踏まえ、処理施設の維持管理状況等进行检查する等、貴区域内における処理施設の立入検査について適切に実施されるよう留意されたい。

さらに、環境省は、市町村等における適切なライフサイクルコスト(LCC)比較を促進する観点から、市町村等におけるLCC比較の実施状況を把握すること等の勧告がなされた。

環境省が平成28年度に実施した一般廃棄物処理事業実態調査によると、延命化計画を策定済みの市町村等のうちLCC比較を実施しているのは79.7%(256施設のうち204施設がLCC比較を実施)となっている。各自治体におかれては、本勧告で示された事例にも留意しつつ、延命化の効果を明らかにするため、適切な廃棄物処理LCCの比較・評価を行われたい。その際、「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き(ごみ焼却施設編、し尿処理施設・汚泥再生処理センター編)」において廃棄物処理LCC算出例を取りまとめているので、廃棄物処理LCCの比較・評価を行う際の参考とされたい。

② 環境省は今後の広域化・集約化の考え方や推進方策等について、改めて地方公共団体に示す必要があるとの勧告がなされた。

環境省では、勧告に基づき、市町村等に対して、広域化・集約化の考え方について、通知を发出するなど周知を図っていくこととしている。

各自治体においては、本通知を含み環境省から周知する内容について御留意いただくとともに、貴区域内における取組の推進に努められたい。

③ 環境省は交付要綱等に改善計画書の具体的な作成基準や事後評価書等の公表に係る手続・時期を明示・周知する必要があるとの勧告がなされた。

環境省では、勧告に基づき、循環型社会形成推進交付金交付要綱及び循環型社会形成推進地域計画作成マニュアルの改定等を実施し、周知した。

各自治体においては、改定後の内容に基づき事務を実施いただきたい。

<参考資料>

総務省による平成 28 年 3 月の「一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/102087.html

一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視

<勧告に対する改善措置状況（2 回目のフォローアップ）の概要>

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_180530_02.html

（ 9 ） 談合等の不正行為に係る違約金等の取扱い

環境省所管補助事業等において談合等の不正行為により、受注業者等から補助事業者等に対し違約金及び損害賠償金等が納付された場合、当該納付金額のうち補助金等相当額分については、本来、談合等の不正行為がなければ補助金等の交付が必要なかったものであるため、当該過大交付分を減額精算した完了実績報告書を再度提出させ、補助金等適正化法第 15 条に基づき補助金等の額の確定を再度行うことにより、過大交付分を国庫へ返還させることとしているので、貴管内市町村に対し周知徹底し、遺漏のないよう措置されたい。

なお、「環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部所管補助事業等における談合等の不正行為に係る違約金等の返還手続き等について」（平成 22 年 2 月 19 日付け環廃企発第 100219001 号、廃棄物・リサイクル対策部長通知）により、談合等の不正行為があった場合にはその旨を速やかに報告いただくこととしているほか、減額精算に伴う返還額の算出や訴訟費用等の取扱い等について定めている。

（ 10 ） 廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約

ごみ処理施設、し尿処理施設などの市町村等が事業主体となって入札・契約手続を行っている廃棄物処理施設分野では、かねてより談合問題が注目され、コンサルタントとメーカーの不透明な関係や、プラントメーカーの見積をそのまま用いることによる見積価格の上昇などの疑いと、

結果として予定価格に対する落札価格の比率（落札率）が高いことから、入札・契約において公正な競争が働いていないのではないかとといった指摘がある。

このため、環境省では、市町村が廃棄物処理施設を入札・契約手続きを行う際の参考として「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」（平成 18 年 7 月）を策定し、定型的業務を除くいわゆる知的業務については、価格のみによる選定方式から、価格と技術の両面で選定する総合評価方式等に改めることを推奨している。

また、発注の参考となるよう廃棄物処理施設の工事に係る標準発注仕様書や入札・契約データベース（熱回収施設・汚泥再生処理センター）を整備・提供しているところである。

公共工事は、物品の購入などとは異なり、施工者の技術力等により品質が大きく左右される。これは、上流部において実施される調査・設計業務についても同様であり、業務を実施する技術者の技術力等が成果品の品質、ひいては施設の品質とコストに大きな影響を与えるところである。

この点を踏まえて国土交通省においては、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン」（平成 23 年 6 月）をとりまとめ、土木コンサル・測量・地質調査業務等もこれを基本として各地方整備局で運用されている。

廃棄物処理事業に係る企画、調査、計画、設計等のコンサルタント業務についても、前述の手引きとともに参考にして頂き、入札方式を検討する際には、価格のみの競争によっていたこれまでの入札方式に代えて、価格の他に「施設の品質や施工方法等」を評価の対象に加え、技術力の部分も総合的に評価し、最も優れた案を提示した者を落札者とする「総合評価落札方式」についても積極的に検討願いたい。

最近では、公共工事における技能労働者の不足等に伴う労務単価等の高騰に伴い、事業の円滑な執行に支障をきたす事態が懸念されている。そのため、廃棄物処理施設整備事業を着実に実施するため、平成 26 年 5 月 8 日付けで「廃棄物処理施設整備事業の円滑な施工確保について」を発出したところである。

<参考資料>

廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き

http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc.html

廃棄物処理施設整備事業の円滑な施工確保について

http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc.html

(11) 東日本大震災復興特別会計について

東日本大震災により被災した市町村においては、膨大な災害廃棄物等を短期間で処理することとなったため、特定被災地方公共団体に指定されている市町村等が整備する一般廃棄物処理施設への財政支援を実施するため、東日本大震災復興特別会計にて予算措置してきたところであるが、本会計の設置期限は平成32年度とされていることに留意いただくとともに、貴管内市町村に対し周知及び指導願いたい。

3. 一般廃棄物処理における地球温暖化対策

環境省では、一般廃棄物処理分野における地球温暖化対策として、3Rの推進による焼却量や最終処分量の抑制を図るとともに、焼却せざるを得ない廃棄物については、そのエネルギーを極力有効活用するよう焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保することにより、化石燃料の使用量の抑制を推進してきたところである。

これらの取組により、廃棄物分野から排出される温室効果ガス排出量は近年減少しており、平成28年度には3870万t-CO₂と平成17年度比で13.2%減少している状況にある。なお、廃棄物分野からの温室効果ガスの排出量は、我が国の総排出量の約3%を占めている。

我が国は、平成27年7月に地球温暖化対策推進本部にて、国内の排出削減・吸収量の確保により、平成42年度に平成25年度比で26.0%減（平成17年度比で25.4%減）の水準にするとの削減目標を含む「日本の約束草案」を決定し、気候変動枠組条約事務局に提出した。また、平成27年11月末から12月上旬に行われたCOP21において、全ての国が参加する公平で実効的な平成32年（2020年）以降の法的枠組みとしてパリ協定が採択されたことを踏まえ、この目標の達成に向けて着実に取り組むべく、平成28年5月に地球温暖化対策計画が閣議決定されたところである。なお、我が国は平成28年11月にパリ協定を締結した。

さらに、平成26年4月に閣議決定された新たなエネルギー基本計画では、分散型エネルギーシステムの構築に向けて、再生可能エネルギー電気と並んで重要な地域性の高いエネルギーである再生エネルギー熱を中心として、廃棄物処理における熱回収を、経済性や地域の特性に応じて進めていくことも重要であるとされている。

これらの動向を踏まえつつ、一般廃棄物分野における地球温暖化対策について、今後とも、一層推進していく必要がある。

（1）廃棄物分野における地球温暖化対策の重要性

- ① 廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月閣議決定）では、期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値について、平成29年度までの5年間の平均見込みである19%から、平成34年度までの5年間の平均で21%とすることを目標としている。

循環型社会形成推進交付金においては、平成26年度より、高効率エネルギー回収及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する包括的な取組を行う施設に対する交付率1/2とするメニュー「エネルギー回収型廃棄物処理施設」を創設した。

各市町村におかれては、本メニュー等を活用により、ごみ処理の広域化

等を推進しつつ、高効率のエネルギー回収・供給が可能となる施設の更新、改造が図られるよう、積極的な取組をお願いする。

- ② 食物くず、木くず等有機物の最終処分場への直接埋立については、温室効果の高いメタンを発生することから早期に廃止し、地域の特性に応じて、適切に再生利用等を行っていく必要がある。廃棄物処理施設整備計画においても有機物の直接埋立を原則として行わないこととしているので、該当する市町村においては循環型社会形成推進交付金を活用しつつ、所要の施設整備に努められるようお願いする。
- ③ 汚泥再生処理センターの前処理設備としての汚泥濃縮装置（移動式を含む）については、浄化槽汚泥の運搬に伴う二酸化炭素の排出量削減や濃縮による搬入量の削減に伴い排水処理に要するエネルギー使用量の削減が見込まれる。このため、平成 21 年度から、汚泥濃縮装置を汚泥再生処理センターと一体的に整備し、浄化槽汚泥処理システムを構築する場合には、循環型社会形成推進交付金の支援対象と認められているので、施設の更新を予定している市町村におかれては活用願いたい。

（２）エネルギー対策特別会計を活用した対策

我が国の数値目標の達成に貢献するため、エネルギー対策特別会計を活用し、廃棄物・リサイクル分野における温室効果ガス排出削減対策について検討・実証するとともに、その成果の普及を行っている。

① 廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業

環境省では、平成 28 年度から廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業を実施し、以下の補助を行っている。

- ・廃棄物焼却施設からの余熱や発電した電気を地域において有効活用するために、余熱見込量や事業採算性の検討等を行う、事業としての実現可能性調査への補助
- ・廃棄物焼却施設からの余熱や発電した電気を地域の需要施設に供給するための付帯設備（熱導管、電力自営線、熱交換機、受電設備）及び需要設備（余熱等を廃棄物処理業者自らが利用する場合に限る。）への補助

なお、熱導管等の付帯設備により余熱等を供給する地域の需要施設については、廃棄物焼却施設の立地に応じて、工場、農・漁業施設、公共施設等のうち、特に大規模熱需要施設への余熱供給や複数の需要施設を組み合わせること等によって余熱の有効活用を図り、地域の低炭素化を促進することがで

きる。

廃棄物焼却炉を有する自治体においては、余熱等の有効利用に向けて、本事業の活用を積極的に検討するようお願いする。

② 廃棄物発電電力を有効活用した収集運搬低炭素化モデル事業

環境省では、廃棄物処理施設において発電された電力を給電・蓄電システム等に供給し、EVパッカー車に有効活用することにより、廃棄物の収集運搬時におけるCO₂排出量の削減を図るため、廃棄物発電電力を蓄電するシステム及びそれを活用するEVパッカー車の一体的な取組に対して、平成30年度から補助を行う。

各自治体においては、本事業の活用について、積極的に検討するようお願いする。

③ 廃棄物処理事業におけるエネルギー利活用・低炭素化対策支援事業

環境省では、廃棄物処理に伴って得られる廃棄物エネルギーを地域で適切に利活用していくための方向性について整理を行うとともに、市町村等における廃棄物処理施設整備の構想・計画段階から廃棄物エネルギーの利活用の在り方と一体的に検討を行うことを促す枠組みについて、調査・検討を行っている。

今年度は「廃棄物エネルギー利活用計画策定指針（仮称）」の作成に向けた調査検討を実施し、併せて、自治体等を対象とした説明会を開催し、廃棄物エネルギー利用の高度化に向けた普及促進等を図る予定である。

④ 廃棄物発電の高度化支援事業

環境省では、廃棄物発電施設が有する地域のエネルギーセンターとしての機能を高めることなどを目的として、平成25年度から平成29年度まで「廃棄物発電の高度化支援事業」を実施してきたところである。その中で、廃棄物発電のネットワーク化に関するFS調査を行うとともに、発電や余熱利用も含めた廃棄物エネルギーの高度利用の普及加速化に必要な方策や先進事例や導入に当たっての留意点を整理し、平成29年3月に、自治体向けの「廃棄物エネルギー利用高度化マニュアル」としてとりまとめている。

市町村等をはじめとする関係者においては、各種マニュアル等を活用し、廃棄物発電を含めた廃棄物エネルギーの利活用や高度化に向けて積極的に検討するようお願いする。

<参考資料>

廃棄物エネルギー利用高度化マニュアル

http://www.env.go.jp/recycle/waste/lc_manual/index.html

⑤ 廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業

環境省では、平成 26 年度から平成 28 年度にかけて廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業を実施してきたところである。

本事業は、廃棄物埋立処分場等への太陽光発電の導入に当たり、廃棄物の適正処分を確保しつつ、地域のエネルギーセンターとしての有効活用を全国で展開していくための方策を検討・実証し、導入ポテンシャルの有効活用を促進するものである。

本事業の中で、自治体や処分場管理者等が新たに太陽光発電の導入を検討する際に役立つ情報・知見（事業スキーム、処分場特有の配慮事項（発生ガス対策や不等沈下等）への対応、事業採算性の検討方法等）をまとめた「廃棄物最終処分場等への太陽光発電の導入・運用ガイドライン」及び「最終処分場への太陽光発電導入事例集」を平成 29 年 3 月にとりまとめている。

廃棄物埋立処分場等への太陽光発電の導入を検討している自治体においては、ガイドライン等を活用し、積極的に検討するようお願いする。

<参考資料>

廃棄物最終処分場への太陽光発電導入事例集

廃棄物最終処分場等における太陽光発電の導入・運用ガイドライン

http://www.env.go.jp/recycle/waste/lc_manual/index.html

⑥ 中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価事業

我が国において、廃棄物焼却施設は 1,120 施設（平成 28 年度）あるが、中小規模（特に 100t/日未満）の一般廃棄物焼却施設（以下「中小廃棄物処理施設」という。）は 529 施設と約半数を占めている。一方、中小廃棄物処理施設については、発電などの廃棄物エネルギーの有効活用が十分に行われていないことから、温暖化対策の観点から更なる技術的対応が必要とされているところである。

このため、中小廃棄物処理施設を有する自治体と先導的処理技術を有する企業が共同・連携した先導的廃棄物処理システム化技術等について、CO₂ 排出量の削減や導入コスト等の低減や CO₂ 排出量の削減等に関する評価・検証を行い、その成果や技術的知見の水平展開を図ることとしている。

中小廃棄物処理施設を有する自治体においては、廃棄物エネルギーの有効利用に向けて、本事業の活用を積極的に検討するようお願いする。

⑦ これまでの検討成果

エネルギー対策特別会計を活用した対策のこれまでの検討結果については、環境省のホームページで公表しているので参考にされたい。

<参考資料>

多原料バイオコークスによる一般廃棄物処理施設での CO2 排出量 25%削減の長期実証

<http://www.env.go.jp/recycle/report/h30-06.pdf>

平成 29 年度廃棄物エネルギー利活用計画策定検討調査委託業務

<http://www.env.go.jp/recycle/report/h30-04/index.html>

平成 29 年度長崎市における廃棄物発電のネットワーク化に関する実現可能性調査委託業務

<http://www.env.go.jp/recycle/report/h30-08.pdf>

平成 29 年度北九州市における廃棄物発電のネットワーク化に関する実現可能性調査委託業務

<http://www.env.go.jp/recycle/report/h30-09.pdf>

平成 29 年度多摩地域における廃棄物発電のネットワーク化に関する実現可能性調査委託業務

<http://www.env.go.jp/recycle/report/h30-10.pdf>

平成 29 年度中小廃棄物処理施設における廃棄物エネルギー回収方策等に係る検討調査委託業務

<http://www.env.go.jp/recycle/report/h30-11.pdf>

中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価・検証事業 (CO2 分離膜を適用した次世代低炭素型高効率バイオガス発電システム及びコンバインドシステム)

<http://www.env.go.jp/recycle/report/h30-12.pdf>

中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価・検証事業 (メタンガス化+焼却コンバインドシステムの中小廃棄物処理施設への適用性向上)

<http://www.env.go.jp/recycle/report/h30-14.pdf>

中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価・検証事業 (機械選別を用いたメタン発酵処理システムによる中小規模廃棄物処理施設での再資源化・エネルギー化方法の評価・検証)

<http://www.env.go.jp/recycle/report/h30-13.pdf>

中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価・検証事

業（流動床ガス化とメタン発酵のコンバインドプロセスの要素技術検証）

<http://www.env.go.jp/recycle/report/h30-17.pdf>

平成29年度地域課題適応型廃棄物エネルギー利活用による地域低炭素化
対策検討調査委託業務

<http://www.env.go.jp/recycle/report/h30-15.pdf>

（３）地球温暖化対策推進法に基づく排出抑制等指針

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条に基づき、事業者が事業活動に伴い使用する設備について、温室効果ガスの排出抑制に資するものを選択し、使用する努力義務を果たす上で講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための必要な指針（排出抑制等指針）が策定されており、平成24年2月に廃棄物処理部門における指針が追加された。

上記の趣旨を踏まえ、廃棄物処理分野における温室効果ガスの排出削減に向け、更なる取組をお願いする。取組に当たっては、「廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針マニュアル」（平成24年3月）を参照されたい。

<参考資料>

排出抑制等指針について

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/index.html>

廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針マニュアル

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/pdf/manual201203.pdf>

（４）再生可能エネルギーの固定価格買取制度

平成24年7月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年8月30日法律第108号）（以下「FIT法」という。）が施行され、エネルギー安定供給の確保、地球温暖化問題への対応、環境関連産業の育成等の観点から重要な再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が導入されている。また、本制度の改正により平成29年4月から、再生可能エネルギー電気の買取義務者が一般送配電事業者等になることから、廃棄物発電を含む発電設備を有する市町村等においては、その内容を十分に理解して適切に対応していく必要がある。

なお、一般廃棄物による廃棄物発電を行う場合、調達価格・期間は下記のとおりとなる（平成30年度）。

- ① バイオマスで発電を行う場合の電気の調達期間は20年
- ② 一般廃棄物中のバイオマスで発電を行う場合の電気の調達価格は1kWh当たり17円（＋税）
- ③ 生ごみ等をメタン発酵し、メタンガスで発電を行う場合の電気の調達価格は1kWh当たり39円（＋税）

環境省では、同法を活用した廃棄物発電の導入を支援するため、平成 25 年 4 月に市町村担当者向けに「廃棄物処理施設における固定価格買取制度（FIT 制度）ガイドブック」を公表した。さらに、電気事業法の改正等を踏まえて、廃棄物発電を行う自治体等に影響を及ぼすと考えられる内容等を「改正電気事業法に係るごみ焼却施設 Q&A」としてとりまとめた。

これら資料等を基にして、廃棄物処理に伴い発生するエネルギーの回収について、より一層の推進を図られたい。

<参考資料>

廃棄物処理施設における固定価格買取制度（FIT 制度）ガイドブック

http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/guide01.pdf

改正電気事業法に係るごみ焼却施設 Q&A

http://www.env.go.jp/recycle/waste/lc_manual/index.html

4. 廃棄物処理に係る研究・技術開発の推進

(1) 環境研究総合推進費について

環境研究総合推進費（資源循環領域）により、循環型社会形成の推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する研究及び次世代型の廃棄物処理技術の開発を推進し、循環型社会形成の推進・廃棄物の安全かつ適正な処理等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上を図っている。

平成 30 年度の公募では「発電効率の更なる向上を目指した廃棄物エネルギー回収技術開発に関する研究」、「既存の全連続式焼却炉において高含水率廃棄物を効率的に焼却処分するための技術・方策の開発」、「最終処分場の立地促進に向けた重金属等の有害廃棄物の最終処分方法についての研究」、「人口減少、高齢化などの社会情勢を踏まえた IoT 等の活用も含めた持続可能な生活排水処理システム構築に関する研究」等を優先テーマに設定し、政策上のニーズをより反映させた研究を推進している。

平成 30 年度分の新規課題応募件数は 73 件であった。次年度分の公募時期は、10 月頃を予定しているので、地域の大学、企業等の研究機関などに対し、本制度の周知をお願いしたい。

平成 30 年度環境研究総合推進費（資源循環領域）			
公募区分	推進費 [委託費]	環境問題 対応型研究	研究テーマを特定せず公募領域に合致する環境問題の解決に資する研究課題。
		革新型研究開発 若手枠	新規性・独創性・革新性に重点を置いた募集枠。研究代表者及び研究分担者の全員が平成 30 年 4 月 1 日時点で 40 歳以下であること。
	推進費 [補助金]	次世代事業	廃棄物の安全かつ適正な処理、循環型社会の形成推進に関するもので、本事業として実施することにより実用化が見込まれ、かつ汎用性及び経済効率性に優れた技術の開発。
重点課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 R を推進する技術・社会システムの構築 ・ 廃棄物の適正処理と処理施設の長寿命化・機能向上に資する研究・技術開発 ・ バイオマス等の廃棄物からのエネルギー回収を推進する技術・システムの構築 		

平成 30 年度新規課題採択状況		応募件数	採択件数
推進費 [委託費]	新規	72 件	8 件
	継続	20 件	20 件
推進費 [補助金] (次世代事業)	新規	1 件	0 件
	継続	2 件	2 件

5. その他

(1) 海岸へ大量に漂着した廃棄物（漂着ごみ）の円滑な処理

海岸漂着物対策については、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号）第 13 条に基づき「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定。以下「基本方針」という。）を策定するとともに、基本方針の策定に併せて「海岸漂着物等の総合的かつ効果的な処理の推進について」（環廃対発第 100330002 号、平成 22 年 3 月 30 日）を通知しているので、関係機関、民間団体等と十分な協力及び連携を図り、海岸漂着物等の円滑な処理に向け、管内市町村等に対する支援等御協力をお願いする。なお、第 196 回国会において、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が、可決、成立された。

これは、海岸に大量のごみが漂着しているのみならず、漂流ごみや海底ごみが船舶の航行・漁場環境の支障となり、海洋環境に影響していること、台風等の災害により大量に発生した海岸漂着物等が、住民の生活や経済活動に影響していることなどから、海岸漂着物等に我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存する漂流ごみ等を追加するとともに、海域におけるマイクロプラスチックの抑制に関し、基本理念を定め、事業者の責務を明らかにするものである。

地方公共団体においても、国とともに地域住民の生活又は経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努める旨、追加されているので、管内市町村等への周知等御協力をお願いする。

<参考資料>

海岸漂着物処理推進法及び基本方針、廃棄物の処理について

http://www.env.go.jp/water/marine_litter/law.html

平成20年6月19日

各都道府県廃棄物処理担当部(局)長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に
基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々ご尽力、ご協力いただいているところである。

さて、環境問題の重要性がますます高まっている中、ごみ処理行政において市町村の果たすべき役割もますます大きくなっている。本年3月には循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号。以下「循環法」という。)に基づく循環型社会形成推進基本計画(以下「循環計画」という。)が改定されたところである。改定循環計画においては、「環境保全を前提とした循環型社会の形成」を軸に、低炭素社会・自然共生社会への取り組みとの統合、地域循環圏の構築などを推進することとしている。

一般廃棄物の処理においても、昨年6月に提示した「一般廃棄物会計基準」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」及び「一般廃棄物処理有料化の手引き」(以下総称して「3つのガイドライン」という。)を活用し、地域住民への情報開示を行い、理解と協力を得ながら、3R化改革を進めるべきである。

これらの考え方を踏まえ、市町村が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を立案し、これに基づいて事業を実施することができるよう、この度平成5年に策定されたごみ処理基本計画策定指針を改定することとした。

については、市町村の処理責任の性格等一般廃棄物処理計画の策定及び適用に当たっての重要事項を下記のとおり取りまとめるとともに、ごみ処理に関する基本的な事項について定める「ごみ処理基本計画策定指針」を別添のとおり策定したので、貴職におかれては、これら重要事項やごみ処理基本計画策定指針について、貴管下市町村に対し周知徹底及び指導方お願いしたい。

おって、平成5年3月15日付け衛環第83号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」は廃止する。

記

1. 環境保全の重要性

廃棄物処理の制度に関しては、汚物掃除法、清掃法を経て、昭和45年のいわゆる公害国会において廃棄物処理法が制定された。清掃法までは、「公衆衛生の向上」が目的とされてきたが、廃棄物処理法制定時に公害関係諸法に共通の「生活環境の保全」という目的が加えられている。これは、高度経済成長期に経験した数多くの公害問題を克服するために新たな理念として加えられたものである。以来、現在に至るまで廃棄物処理法の目的は、第1条の目的規定にあるように「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」である。そして、これらを基盤としてはじめて循環型社会が存立し得るものである。

この度の循環計画の改定に当たっても、冒頭に「環境保全は、人類の生存基盤にかかわる極めて重要な課題」として、改めて環境保全の重要性を力説し、環境保全を前提とした循環型社会の形成を標榜しているところである。

については、市町村の一般廃棄物行政におかれても、環境保全を前提とし、国民の安全、安心が確保されることを軸として循環型社会の形成のための施策を推進されたい。

2. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

廃棄物処理法上、市町村は、一般廃棄物の処理について、統括的な責任を有するものと解されている。当該市町村が自ら処理を行う場合はもとより、他者に委託して行わせる場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が有するものである。

また、市町村における処理責任に照らすと、市町村は一般廃棄物の処理を他人に委託して行わせる場合、施行令第4条に規定する基準（以下「委託基準」という。）を遵守することはもちろんのこと、受託者が廃棄物処理法施行令第3条に規定する基準（以下「一般廃棄物処理基準」という。）に従った処理を行うよう、一般廃棄物の最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないものである。委託処理する場合においては、委託基準において、受託者の能力要件等に加え、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものである。

さらに、受託者により一般廃棄物処理基準に適合しない収集運搬や処分が行われた場合、市町村には一般廃棄物の統括的な処理責任があることにかんがみ、市町村は委託基準を遵守したか否かにかかわらず、自ら生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のための措置を講じるべきである。

以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

3. 一般廃棄物処理計画の策定及び適用

廃棄物処理法第6条第1項及び第6条の2第1項に基づき、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理計画を定めなければならない、かつ、それによって当該区域内における一般廃棄物の処理を行わなければならない。

2. で述べたように、市町村は、一般廃棄物の統括的な処理責任の下、市町村自ら処理する一般廃棄物のみならず、市町村以外の者が処理する一般廃棄物も含め、当該市町村で

発生するすべての一般廃棄物の適正な処理を確保しなければならず、その基本となるものが一般廃棄物処理計画である。

近年、各種リサイクル法の制定等により、製造事業者等に一定の役割を果たしてもらいいわゆる拡大生産者責任(EPR)を求めたり、また、事業系一般廃棄物について排出事業者責任を強化する等の措置を講じてきたところであるが、一般廃棄物については、引き続き市町村が定める一般廃棄物処理計画に従って市町村の責任の下でその処理を行わなければならないものである。

なお、昨今、各市町村、住民、事業者等の努力により、ごみ排出量は一般に減少傾向を示しているところである。こうした排出量の傾向や環境保全の重要性等も踏まえ、一般廃棄物処理計画の策定及び適用に当たっては、長期的な展望をもって対処するとともに、区域内のごみ排出量の見込みに対応した適正規模の処理施設や体制とするよう徹底を図りたい。

(別添略)

環廃対発第 1410081 号

平成 26 年 10 月 8 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律
の適正な運用の徹底について（通知）

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）が目的とする生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上では、廃棄物の適正処理が基本であり、一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市町村の役割が極めて重要である。

市町村の処理責任の性格については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成 20 年 6 月 19 日付け環廃対発 第 080619001 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知。以下「6.19 通知」という。）で周知したとおり、市町村自らが行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合でも、引き続き市町村が有するものである。また、許可業者に行わせる場合にあっても、市町村が統括的な責任を有するものであり、一般廃棄物処理計画にこれを位置付け、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要である。

この市町村以外の者に一般廃棄物処理業の許可を与えて行わせる場合の考え方に関して、平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決（別添資料参照）において、市町村長から一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分について、その取消訴訟における原告適格を有する

との判示がなされた。

一方、市町村が処理委託した一般廃棄物に関連して、大規模な不適正処理事案が発生しているが、依然として解決を見ないまま長期化している状況にある。

このような状況を踏まえ、改めて下記事項に留意いただき、都道府県知事におかれては貴管内市町村に対し、廃棄物処理法の適正な運用の徹底のため周知徹底及び指導方をお願いしたい。

記

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに廃棄物処理法施行令第3条各号に規定する基準（以下「処理基準」という。）に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する。このため、仮に不適正な処分が行われた場合には、生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずることが求められる。

廃棄物処理法第6条の2第2項の規定における「市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分」とは、市町村自ら行う場合と市町村が委託により行う場合の両方を指しており、両者を同様に扱っていることから、市町村の処理責任については、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。このため、市町村は、廃棄物処理法施行令第4条各号に規定する基準（以下「委託基準」という。）に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならない。

この場合の委託基準には、業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者に対して委託すること等の受託者としての要件に加え、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である。

また、結果的に、受託者による適正な処理の確保がなされなければ、その責任は市町村が負うものであり、市町村が委託基準を遵守したか否かにかかわらず、市町村は、受託者と連帯して生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のた

めに必要な措置を講ずる必要がある。さらに、それらの措置が十分でない場合には、市町村は自らそれらの措置を講ずる必要がある。

以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

2. 最高裁判決の趣旨

平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決は、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」としており、「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる」との考えに基づき判断されたものである。

したがって、仮に市町村長が一般廃棄物処理計画を踏まえた既存業者への事業の影響等を適切に考慮せずに一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分を行った場合には、既存業者からの訴えにより当該許可処分等は取り消される可能性があるということになる。これは新たな許可処分に限定されるものではないことにも留意する必要がある。

当該判決は、これまで 6.19 通知等により周知してきた廃棄物処理法の目的及び趣意に沿ったものであることから、これを機に、一般廃棄物処理を市町村以外の者に委託し又は許可を与えて行わせる場合を含めて、廃棄物処理法の目的及び趣意を改めて認識の上、一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用をなされたい。

(別添)

平成26年1月28日 最高裁第三小法廷判決

「一般廃棄物処理業許可取消等、損害賠償請求事件」判決理由抜粋

- ① 「一般廃棄物処理業は、市町村の住民の生活に必要な不可欠な公共性の高い事業であり、その遂行に支障が生じた場合には、市町村の区域の衛生や環境が悪化する事態を招来し、ひいては一定の範囲で市町村の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものであって、その適正な運営が継続的かつ安定的に確保される必要がある上、一般廃棄物は人口等に応じておおむねその発生量が想定され、その業務量には一定の限界がある。廃棄物処理法が、業務量の見込みに応じた計画的な処理による適正な事業の遂行の確保についての統括的な責任を市町村に負わせているのは、このような事業の遂行に支障を生じさせないためである。」
- ② 「市町村長が一般廃棄物処理業の許可を与え得るのは、当該市町村による一般廃棄物の処理が困難である場合に限られており、これは、一般廃棄物の処理が本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業であるため、その処理能力の限界等のために市町村以外の者に行わせる必要がある場合に初めてその事業の許可を与え得るとされたものであると解されること、上記のとおり一定の区域内の一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の下における適正な処理が求められること等からすれば、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる。」
- ③ 「市町村長から、一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者がある場合に、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可又はその更新が、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響についての適切な考慮を欠くものであるならば、許可業者の濫立により需給の均衡が損なわれ、その経営が悪化して事業の適正な運営が害され、これにより当該区域の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものといえる。」
- ④ 「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められるものというべきである。」

- ⑤ 「市町村長から一定の区域につき既に廃棄物処理法第7条に基づく一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可処分又は許可更新処分について、その取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有する。」

環廃対発第 1703212 号
環廃産発第 1703211 号
平成 29 年 3 月 21 日

各都道府県・政令市廃棄物処理担当部(局)長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

産業廃棄物課長

廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

事業活動に伴って排出される廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 3 条第 1 項において「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とする排出事業者責任が規定されており、これまで、委託基準・再委託基準の順次強化、産業廃棄物管理票の全面義務化等により強化されてきたところである。

しかし、平成 28 年 1 月、建設廃棄物について、下請け業者に処理の委託を無責任に繰り返し、最終的に処理能力の低い無許可解体業者によって不法投棄がなされた不適正処理事案が判明するとともに、同月、食品製造業者及び食品販売事業者が廃棄物処分業者に処分委託をした食品廃棄物が、当該処分業者により不適正に転売され、複数の事業者を介し、食品として流通するという事案が判明したところであり、不適正処理事案は後を絶たない。特に、食品廃棄物の不適正転売事案は食品に対する消費者の信頼を揺るがせた悪質かつ重大な事件である。

食品廃棄物の不適正転売事案を受け、平成 28 年 3 月に取りまとめられた「食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための対応について（廃棄物・リサイクル関係）」（平成 28 年 3 月 14 日環境省）において、食品廃棄物の転売防止対策の強化に取り組むこととされた。また、排出事業者に係る対策としての食品廃棄物の不適正な転売防止対策の強化に関して、平成 28 年 9 月、中央環境審議会において「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定について（答申）」が取りまと

められた。同答申では、排出事業者責任について、食品関連事業者（食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者及び外食事業者）による食品廃棄物等の不適正な転売防止の取組の具体的方向性に関連して、「食品関連事業者が、自らの事業に伴って排出された食品廃棄物等の処理について最後まで責任を負うとの排出事業者責任を重く再認識する」ことが必要であり、「排出事業者の責任において主体的に行うべき適正な処理業者の選定、再生利用の実施状況の把握・管理、処理業者に支払う料金の適正性の確認等の廃棄物処理の根幹的業務が地方公共団体の規制権限の及ばない（中略）第三者に任せきりにされることにより、排出事業者としての意識・認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になり、排出事業者の責任が果たされなくなること等が危惧」され、「そもそも廃棄物の処理には、不適正な処理をすることによって利益を得る一方で、重大な環境汚染を引き起こすという構造的特性がある。このため、排出事業者も、その事業活動に伴って生じた廃棄物の処理を委託する場合であっても、再生利用業者との信頼関係を基礎に、廃棄物処理の根幹的業務を自ら実施していく体制を整備する必要がある」等が指摘されている。

また、平成 29 年 2 月の中央環境審議会の「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」においても、「排出事業者責任の重要性がすべての事業者に適切に認識されることが重要」であり、「排出事業者が、自らの責任で主体的に行うべき適正な処理事業者の選定や処理料金の確認・支払い等の根幹的業務を、規制権限の及ばない第三者に委ねることにより、排出事業者としての意識が希薄化し、適正処理の確保に支障を来すことのないよう、都道府県、市町村、排出事業者等に対して、排出事業者の責任の徹底について改めて周知を図るべき」とされたところである。

については、貴職におかれては、排出事業者責任の徹底に係る下記事項について、貴管下の排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び適切な指導を行うとともに、貴管下市町村に対し、当該市町村管下の排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び適切な指導を行うよう周知をお願いしたい。

記

1. 排出事業者責任とその重要性について

廃棄物処理法第 3 条において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと、また、当該廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならないとする排出事業者責任を定めている。排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではない。

排出事業者は、その廃棄物について自ら処理をするか、自ら行わず他人に委託する場合には、産業廃棄物であれば産業廃棄物処理業者等、一般廃棄物

であれば一般廃棄物処理業者等、廃棄物処理法において他者の廃棄物を適正に処理することができる者と認められている者に委託しなければならないなど、廃棄物処理法における排出事業者責任に関する各規定の遵守について改めて認識する必要がある。

以上の点について、排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び指導方をお願いしたい。

2. 規制権限の及ばない第三者について

排出事業者による処理業者への廃棄物処理委託に際し、地方公共団体（一般廃棄物にあつては市町村、産業廃棄物にあつては都道府県又は政令市）の規制権限の及ばない第三者が排出事業者と処理業者との間の契約に介在し、あつせん、仲介、代理等の行為（以下「第三者によるあつせん等」という。）を行う事例が見受けられる。

一般廃棄物については、平成 11 年に通知「一般廃棄物の適正な処理の確保について」（平成 11 年 8 月 30 日付け衛環第 72 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）を発出し、第三者によるあつせん等は、一般廃棄物の処理責任が不明確になる等の理由から、市町村の処理責任の下での適正な処理の確保に支障を生じさせるおそれがある旨周知してきたところである。

1. で述べたように、排出事業者は、排出事業者責任を有しており、排出事業者が廃棄物の処理を他人に委託する場合は、廃棄物処理法に規定する処理業者に委託しなければならないなど、排出事業者の義務を遵守しなければならない。

その場合、排出事業者としての責任を果たすため、排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定すべきものであり、また、処理業者との間の委託契約に際して、処理委託の根幹的内容（委託する廃棄物の種類・数量、委託者が受託者に支払う料金、委託契約の有効期間等）は、排出事業者と処理業者の間で決定するものである。排出事業者は、排出事業者としての自らの責任を果たす観点から、これらの決定を第三者に委ねるべきではない。

これらの内容の決定を第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になるのみならず、あつせん等を行った第三者に対する仲介料等が発生し、処理業者に適正な処理費用が支払われなくなるといった状況が生じ、委託基準違反や処理基準違反、ひいては不法投棄等の不適正処理につながるおそれがある。

以上のように、廃棄物処理における排出事業者の責任は極めて重いものであり、排出事業者においては、上記の点を十分認識した上で、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが強く求められる。

以上の点について、排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び指導方をお願いしたい。